滝上町告示第51号

滝上町地域おこし協力隊員活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（平成26年告示第39号）の一部を改正し、公布の日から適用する。

令和６年４月 11 日

滝上町長　清　原　尚　弘

第５条第２項中「第６条」を「第７条」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　町長は、前項の概算払い申請の内容を審査し、その結果について交付要綱第５条第２項に規定する交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

第５条に次の１項を加える。

４　町長は、前項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、交付要綱第８条第１項に規定する確定通知書により通知するものとする。